

人口推計について

1 目的

我が国の人口の実態は、5年ごとに実施される国勢調査によって明らかにされますが、この「人口推計」は、国勢調査の実施間の時点においての各月、各年の人口の状況を把握するために行うものです。

2 沿革

各年10月1日現在人口の推計は、第1回国勢調査が行われた大正9年(1920年)の翌年、大正10年から行っています。

また、各月1日現在人口の推計は、昭和25年(1950年)国勢調査以降行っています。
なお、平成29年4月公表分から、基幹統計になりました。

1) 各月1日現在人口

- ・ 「全国 推計人口」(昭和27年3月～42年12月)
- ・ 「全国 男女別推計人口」(昭和43年1月～52年8月)
- ・ 「全国 年齢(5歳階級)、男女別人口」(昭和52年9月～)

2) 各年10月1日現在人口

- ・ 「全国 年齢(各歳)、男女別人口」(昭和26年～)
- ・ 「都道府県 年齢(5歳階級)、男女別人口」(昭和45年～)

3) 国勢調査結果による補間補正人口

- ・ 「全国 各年10月1日現在、男女別人口」(大正9年～昭和15年、昭和22年～平成27年)
- ・ 「全国 各年10月1日現在男女、年齢別人口」(平成28年～)
- ・ 「全国 各月1日現在、推計人口」(昭和25年10月～昭和40年9月)
- ・ 「全国 各月1日現在、男女別人口」(昭和40年10月～平成27年9月)
- ・ 「都道府県 各年10月1日現在、男女別人口」(大正9年～平成27年)
- ・ 「都道府県 各年10月1日現在男女、年齢別人口」(平成28年～)

※ 人口推計は国勢調査による人口を基に推計したのですが、5年後の人口は、最新の国勢調査人口とは必ずしも一致しませんので、5年ごとに、国勢調査間の各月1日現在の人口推計について補間補正を行い、公表しています。

4) また、統計トピックスとして次のような人口を推計して公表しています。

- 生年の「えと」(十二支)別の人口(昭和 54 年～)
- 新成人の人口(昭和 51 年～)
- 我が国のこともの数(昭和 54 年～)
- 高齢者の数(昭和 50 年～)

3 算出方法

1) 国勢調査による人口を基礎(基準人口)として、その後の人口動向を他の人口関連資料から得て、毎月 1 日現在の人口(全国、総人口及び日本人人口)を算出しています。

また、このうち、各年 10 月 1 日現在の人口については、全国及び都道府県別人口(総人口及び日本人人口)を算出しています。

* 2021 年(令和 3 年)12 月報から、基準人口を令和 2 年(2020 年)国勢調査確定人口としています。

2) 算出のための基本式は、次のとおりです。

総人口 = 基準人口(総数) + 自然動態(日本人・外国人) + 社会動態(日本人・外国人)

日本人人口 = 基準人口(日本人) + 自然動態(日本人) + 社会動態(日本人)
+ 国籍の異動による純増

* 自然動態 = 出生児数 - 死亡者数

* 社会動態 = 入国者数 - 出国者数

* 都道府県別人口においては、社会動態に「都道府県間転入者数 - 都道府県間転出者数」を加算します。

3) 算出に用いている資料は、次のとおりです。

- 出生児数及び死亡者数 … 「人口動態統計」 (厚生労働省)
- 出入国者数 … 「出入国管理統計」 (出入国在留管理庁)
- 国籍異動 … 法務省資料
- 都道府県間転出入者数 … 「住民基本台帳人口移動報告」 (総務省統計局)
- その他 … 「国勢調査」 (総務省統計局)

4 算出方法の改定

1) 各月1日現在人口の「概算値」の算出に用いる前年同月の数値

人口推計では、各月1日現在人口の「概算値」の算出において、従来、前年同月の自然動態及び社会動態の実績値を用いていましたが、東日本大震災以降の人口動向の実態を踏まえ、平成24年4月1日現在概算値の推計から、前年同月の実績値について、四分位範囲を基準として検出した外れ値の場合は、他の年の同月の実績値に置き換えて計算する方法に変更しました。

2) 社会動態における日本人の出入(帰)国者数

人口推計では、社会動態の算出において、従来、日本人の出入(帰)国者数に3か月に満たない短期滞在者を含んでいましたが、我が国に常住している人口をより正確に算出するため、平成17年10月分の社会動態より、海外滞在期間90日以内の出入(帰)国者を除いた算出方法に変更しました(外国人は、従来から国内滞在期間90日以内の者を除いています。)。

各月1日現在人口においては、平成19年1月(平成19年1月1日現在人口概算値及び平成18年8月1日現在人口確定値)から改定後の人口を掲載しています。確定値の公表時期は算出データ取集期間の関係から、最新月から5か月遅れとなります。

また、平成15年10月1日現在人口まで遡及して試算した結果についても公表しています。

なお、平成24年7月の「出入国管理及び難民認定法」の改正後から、外国人は国内滞在期間が3か月以内の者を、日本人は海外滞在期間が3か月以内の出入(帰)国者をそれぞれ除いています。

3) 外国人の都道府県別出入国者数及び転出入者数

平成24年7月の「住民基本台帳法」の改正後から、外国人の都道府県別出入国者数及び転出入者数のデータが利用可能となりました。これに伴い、人口推計では、平成28年10月1日現在人口の都道府県別人口の推計から同データを用いて算出しています。

5 基準人口

人口推計では、最新の国勢調査結果による人口を基準人口としており、国勢調査の実施の都度、更新しています。

* 2021年(令和3年)12月報から、基準人口を令和2年(2020年)国勢調査確定人口としています。

6 結果の公表

1) 各月1日現在人口及び各年10月1日現在人口

各月1日現在人口の結果(全国、総人口)は当月の下旬に公表し、各年10月1日現在人口の結果(「全国、年齢(各歳)、男女別人口」及び「都道府県、年齢(5歳階級)、男女別人口」)は翌年4月に公表しています。

2) 補間補正人口

国勢調査の確定人口公表後、前回の国勢調査との間の各月1日現在の人口(全国、都道府県については各年10月1日現在)について補間補正(平成27年及び令和2年国勢調査結果による補間補正人口)を行い、公表しています。

利用上の注意

統計表の数字は、表章単位未満を四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計は必ずしも一致しません。

1) 各月1日現在人口

最新の月の人口は「概算値」としており、その後、算出用データの更新に伴い、5か月後に「確定値」となります。

「自然動態」…最新推計月の前月と前々月の自然動態については基本的に前年同月の数値を、3か月前と4か月前については速報値を用いています。

「社会動態」…最新推計月の1か月前から5か月前までの社会動態については基本的に前年同月の数値を用いています。日本人については海外滞在期間が3か月以内の出入(帰)国者を、外国人については国内滞在期間が3か月以内の滞在者を除いています。

なお、前年同月の数値の利用に当たっては、過去の動向から推計に用いるための妥当な範囲を特定し、範囲から外れる場合は他の年の同月を用いています。

2) 各月1日現在人口及び各年10月1日現在人口

「参考表」の値は、人口推計の算出過程における計算値です。人口割合等を算出する際の参考として御利用ください。

問い合わせ先：総務省統計局統計調査部国勢統計課人口推計係

(直通 03-5273-1009)

詳細は、統計局 HP(<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm>)

人口推計のページでもご覧になれます。